

様式 1

事業報告書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 仁 愛 会(平成 28 年 4 月 1 日社会医療法人認定)

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 新潟県新潟市中央区新光町 1 番地 18

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 48 年 4 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 48 年 4 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	柴田 実	新潟中央病院開設者
副理事長	山崎昭義	老人介護保険施設千歳園管理者
理 事	松枝宗則	
同	小柳ひとみ	
同	野崎邦夫	
同	間宮宏子	
同	小柳みどり	
同	水澤清隆	
同	小柳広和	
同	高橋榮明	
監事	神林輝夫	令和 6 年 8 月 1 日任期満了
同	大橋 眞	
同	櫻井 昇	令和 6 年 8 月 2 日新任
評 議 員		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。



2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	新潟中央病院	新潟県新潟市中央区新光町1番地18	一般病床 262床
診療所	該当なし		
介護老人保健施設	千歳園	新潟県新潟市中央区新光町1番地33	入所定員 99名 通所定員 40名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援	千歳園	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- ・ 令和6年6月27日：令和5年度決算を議決
- ・ 令和7年3月31日：令和7年度利益計画、令和7年度借入限度額、令和7年度監事報酬を議決

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号

29

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,024,581	I 流動負債	866,666
現金及び預金	136,941	買掛金	18,071
事業未収金	812,485	短期借入金	232,000
未収入金	8,082	一年以内返済長期借入金	165,564
たな卸資産	20,629	未払金	252,571
前払費用	6,705	未払費用	50,157
未収収益	43,954	未払法人税等	471
その他の流動資産	785	未払消費税等	2,199
貸倒引当金	△ 5,000	預り金	657
II 固定資産	2,628,787	従業員預り金	23,305
1 有形固定資産	2,498,726	賞与引当金	121,671
建物	555,751		
構築物	1,696	II 固定負債	686,195
医療用器械備品	195,765	長期預り保証金	40
その他の器械備品	19,389	長期借入金	225,663
車両及び船舶	0	長期未払金	242,658
土地	1,585,167	退職給付引当金	217,834
リース資産	75,286		
その他の有形固定資産	4,949		
建設仮勘定	60,723		
2 無形固定資産	65,873	負債合計	1,552,861
借地権	42,606	純資産の部	
ソフトウェア	21,627	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,640	I 積立金	2,092,990
3 その他の資産	64,188	設立等積立金	1,571,164
出資金	2,219	繰越利益積立金	521,826
有価証券	10,877		
敷金	858	II 評価・換算差額等	7,517
長期貸付金	5,189	その他有価証券評価差額金	7,517
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	5,189		
長期前払費用	0		
保険積立金	45,045	純資産合計	2,100,507
資産合計	3,653,368	負債・純資産合計	3,653,368

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号	29
--------	----

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,261,293
2 事業費用		
(1)事業費	5,255,498	
(2)本部費	0	5,255,498
本来業務事業利益		5,795
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		9,066
2 事業費用		10,755
附帯業務事業損失		1,689
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		4,106
II 事業外収益		
受取利息	452	
その他の事業外収益	34,194	34,646
III 事業外費用		
支払利息	6,097	
その他の事業外費用	2,550	8,647
経常利益		30,105
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	9,687	9,687
税引前当期純利益		20,418
法人税・住民税及び事業税	471	
法人税等調整額		471
当期純利益		19,947

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号	2 9
--------	-----

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,653,368 千円
2. 負 債 額	1,552,861 千円
3. 純 資 産 額	2,100,507 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,024,581
B 固 定 資 産	2,628,787
C 資 産 合 計 (A + B)	3,653,368
D 負 債 合 計	1,552,861
E 純 資 産 (C - D)	2,100,507

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号 29

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 仁 愛 会

理事長 柴 田 実 殿

私たちは、社会医療法人仁愛会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 26 日

社会医療法人 仁 愛 会

監事

大橋 真

監事

桜井 昇

様式第四号

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号 29

純資産変動計算書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評価・換算差額等				純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高			1,571,164	501,879	2,073,043	5,887		5,887	2,078,930
会計年度中の変動額									
当期純利益				19,917	19,917				19,917
その他の会計年度 の変動額						1,630		1,630	1,630
会計年度中の変動額合計									
令和7年3月31日 残高			1,571,164	521,796	2,092,960	7,517	0	7,517	2,100,477

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社 社会医療法人 仁愛会

所在地 新 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号

29

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	597,348	222		597,570	3,386,860	41,819	555,751
	構築物	2,033			2,033	127,140	337	1,696
	医療用機械備品	129,765	150,887		280,652	563,502	84,887	195,765
	その他の器機備品	27,507	2,637		30,144	256,214	10,755	19,389
	車 輦	0	-	-	0	0	0	0
	その他の有形固定資産	7,788	2,950		10,738	12,419	5,789	4,949
	土 地	1,585,167	-	-	1,585,167			1,585,167
	リース資産	98,082	950	-	99,032	91,106	23,746	75,286
	建設仮勘定	10,692	50,031	-	60,723			60,723
	計	2,458,382	207,677	0	2,666,059	4,437,241	167,333	2,498,726
無形 固定 資産	借地権	42,606	-	-	42,606			42,606
	ソフトウェア	54,879	753		55,632	153,706	34,005	21,627
	電話加入権	1,640	-	-	1,640			1,640
	計	99,125	753	0	99,878	153,706	34,005	65,873
その 他の 資産	出資金	2,219	-	-	2,219			2,219
	投資有価証券	9,247	1,630		10,877			10,877
	長 期 貸付金	3,626	1,563		5,189			5,189
	長期前払費用	378		378	0			0
	保 険 積立金	45,045			45,045			45,045
	計	60,515	3,193	378	63,330	0	0	63,330

様式第六号

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号 29

引当金明細表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,900	100	0	0	5,000
賞与引当金	123,912	121,671	123,912	0	121,671
退職給与引当金	210,473	7,361	0	0	217,834

注) 1. 賞与引当金の減少は、賞与支給額の1人当たりの支給額が減少したことによる退職給与引当金の減少は、退職者により期末要支給が減少したことによる。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。

2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号 29

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	185,000	232,000	0.775	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	166,183	165,564	1.159	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	391,227	225,663	1.159	R13.6.30
その他の有利子負債				
合 計	742,410	623,227	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人 仁愛会
所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号	29
--------	----

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
出資金		2,219
新潟工業用水組合	1,074 口	2,218
新潟県火災共済組合	1 口	1
投資有価証券		10,877
第一生命保険㈱	2,400 株	10,877
計		13,096

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 仁愛会
 所在地 新潟市中央区新光町1-18

医療法人番号	29
--------	----

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,176,261		1,176,261			1,176,261
給与費	2,938,942		2,938,942	10,412		2,949,354
委託費	422,828		422,828			422,828
経費	723,616		723,616	343		723,959
売上原価			0			0
その他の事業費用			0			0
計	5,261,647		5,261,647	10,755		5,272,402

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・その他の有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② たな卸資産

医薬品、診療材料、給食用材料については、最終仕入原価法を採用しております。

貯蔵品については、個別法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間の均等償却を採用しております。

主な耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物	8年～39年
医療用機器備品	3年～ 8年
その他の機器備品	4年～10年
車輛運搬具	4年～ 6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(期末自己都合要支給額から年金資産見込額を控除する方法)により計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受領した補助金等については、直接減額方式(圧縮損 9,687千円)を採用しております。

② 有形固定資産の減価償却累計額 (単位:千円)

建物	3,386,860
構築物	127,140
医療用器械備品	563,502
その他の器械備品	256,214
その他の有形固定資産	12,419
リース資産	91,106

独立監査人の監査報告書

令和7年6月12日

社会医療法人仁愛会
理事会 御中

高橋順司公認会計士事務所
東京都中央区

公認会計士

高橋順司

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人仁愛会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上